

# 釜石市立釜石小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年 2月改訂

## はじめに

滋賀県大津市で発生したいじめを一因とする自死事案や、インターネットを通じたいじめなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

このような状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年10月には文部科学省から「いじめの防止等のための基本的な方針」が示され、これらを受け、岩手県及び釜石市においていじめ防止等のための基本的な方針を策定するとともに、本校においても「釜石市立釜石小学校いじめ防止基本方針」を定めました。

その後、いじめに係る状況のさらなる変化等を踏まえ、国、岩手県及び釜石市において、基本方針の改定が行われ、本校においてもその都度見直しを行ってきました。

しかし、いじめ防止対策推進法施行後においても、本県において中学生の痛ましい自死事案が2年連続で発生するなど、「いじめ問題」は生徒指導上の喫緊の課題となっています。

本基本方針は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定するものであり、その着実な実施を通して、本校児童の健全育成を目指していきたくと考えています。

## I いじめに対する基本姿勢

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめに対する基本的な考え方

- 1 いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- 2 いじめはいじめられた児童の立場に立って対応することを基本とする。
- 3 いじめは人間関係のトラブルでもあるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- 4 いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- 5 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- 6 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むべき問題である。
- 7 いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## (1) 学校としての基本姿勢

- ア 教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感、規範意識を高めるとともに、豊かな人間性や社会性を育て、いきいき伸びる魅力ある学校づくりを目指します。
- イ いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- ウ 児童同士の良好な人間関係を土台とし、いじめをしない、ゆるさないという学校風土づくりに努めます。
- エ 月一回を原則としていじめ対策委員会を開き、児童についての情報を交流して共通理解を図ります。
- オ 早期発見のため、児童や保護者へのアンケート調査や教育相談の実施など必要な措置を講じます。
- カ 教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図ります。
- キ いじめ防止等について教職員の資質向上を図ります。
- ク 児童への情報モラルの指導等を通しインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させるとともに、児童及び保護者へ必要な啓発活動を行います。
- ケ 発達障がいを含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国籍等の児童など外国につながる児童、性同一性障がい等の児童など、学校として特に配慮が必要な児童については、その特性や状況について教職員が理解し、日常的に、当該児童の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、いじめの未然防止のために、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行います。
- コ 相談窓口は担任の他、発達障がいを含む障がいのある児童については特別支援教育コーディネーター、性同一性障がい等については養護教諭、他については生徒指導主事が相談窓口として対応します。なお、上記の教員以外でも相談したい教員があれば対応します。

## (2) 教師一人一人の基本姿勢

- ア いじめを見抜き見逃さない感性を磨きます。
- イ 児童の不安や悩みに寄り添い受容する姿勢を持ちます。
- ウ 児童の自信とやる気を育みます。
- エ 学級経営の充実に努めます。
  - 温かい人間関係を基に学級が児童一人一人にとって安心して生活できる場所になるよう努めます。
  - 互いの個性や一人一人のよさを認め合う学級経営に努めます。
  - 児童一人一人の理解に努めます。
  - いじめは許さないという学級風土をつくります。
- オ 一人で問題を抱え込むことなく他の教員と協力して問題の解決に当たります。

## (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。

いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## II いじめ未然防止のための取り組み

- (1) いじめについての共通理解を図ります。
  - ア いじめについての理解、指導上の留意点などを校内研修や職員会議などで共通理解を図ります。
  - イ 「己の欲せざる所を人に施すことなかれ」（自分がされて嫌なことは他の人にもしない）を合言葉に生活させることで、いじめを生まない学校風土づくりに努めます。
- (2) 望ましい人間関係づくりのために、異学年交流の機会を設けます。
  - ア 1年生を迎える会、運動会、虎舞の引継ぎ、6年生を送る会、児童会主催の行事等とおした異学年交流を実施します。
  - イ 縦割り清掃活動を実施し、優しさや思いやりの心を育みます。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高めます。
  - ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己肯定感や自己有用感を育む学級づくりと授業づくりを目指します。（学級力向上プロジェクトの取組）
  - イ 教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他の人の役に立っていると実感できるように努めます。
- (4) 道徳教育や情報モラル教育によりいじめは絶対に許されないという人権感覚を育みます。
- (5) 児童によるいじめ防止等の主体的な取組を推進します。
- (6) 家庭・地域と連携したいじめ防止への取組を進めます。
  - ア 保護者や地域への学校の方針説明
  - イ 学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発や学級懇談での話題の提供と話し合いなど

## III いじめの早期発見のための取り組み

- (1) いじめのサインの共有
  - ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。（いじめチェックシートの活用）
  - イ 各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を、教職員間で共有します。（職員集会、職員会議、いじめ対策委員会）
- (2) アンケートの実施
  - ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施します。（学校独自のアンケートの実施 5月・9月・1月）
- (3) 教育相談の実施
  - ア アンケート実施後に教育相談を行います。
  - イ いじめについて児童が相談しやすい雰囲気をつくります。
- (4) いじめチェックシートの活用

- ア 毎月月末に「いじめチェックシート」に基づき、担任がいじめの疑われる行為があるかをチェックします。
- イ 学期に1回、「家庭用アンケート」を保護者に配布し、記入後提出してもらいます。その結果を踏まえ児童に教育相談を行います。また、期末面談等で保護者と情報共有を図ります。

#### IV いじめに対する措置

##### 1 基本的な考え方

- (1) 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止法に違反することを踏まえ、いじめが疑われる行為を発見した場合は速やかに管理職に報告し対応します。
- (2) いじめの疑いがあった場合はいじめ対策委員会を開催し、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、指導方針を立て組織的に取り組みます。
- (3) 被害児童を守るとともに、加害児童のよりよい成長を願い対応します。
- (4) 必要に応じて関係機関と連携し対応します。

##### 2 事案対処

- (1) 職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- (2) いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- (3) 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は真摯に対応します。
- (4) 発見した職員や通報を受けた職員は、速やかに管理職等に報告します。
- (5) いじめ対策委員会において情報共有や対応について協議を行い、調査の方針等を決定します。  
いじめを認知した場合には、被害者児童に対する支援、加害者児童に対する指導の方針を決定するとともに、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- (6) 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。
- (7) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ対策委員会で協議します。

#### V ネット上のいじめへの対応

##### 1 ネットいじめとは

インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行

為です。文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

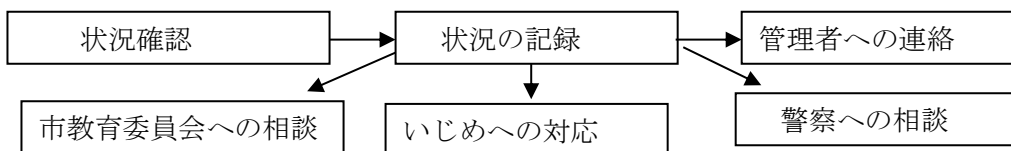
##### 2 いじめの予防

- (1) フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）

- (2) 教科や学級活動、集会等において情報モラル教育の充実を図ります。
- (3) 関係機関と連携した啓発活動などを含め、機会をとらえて情報モラルに関する指導を行います。

3 ネットいじめ（SNSを通じたいじめ等を含む）への対処

- (1) 被害者からの訴え等により、ネットいじめの把握に努めます。
- (2) 不当な書き込み等を発見したときには、次の手順により対処します。



- (3) ネットいじめについての相談窓口は、担任若しくは生徒指導主事とします。
- (4) 学校は必要に応じて警察と連携した対処を行います。

## VI 重大事態への対処

1 いじめ事案が次の状況にある場合（疑いが生じた場合も）には、重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項）として直ちに、校長が市教育委員会に報告します。

(1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な傷害を負った場合
- エ 高額の商品を奪い取られた場合など

なお、重大事態として扱われた事例としては以下のようなものがあります。

- オ 軽傷で済んだものの自殺を企図した。
- カ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- キ 嘔吐や心因性の身体反応が続く。
- ク 複数の児童から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など。

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があります。

(2) 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
- イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

2 学校が重大事態であると判断した場合は、いじめ対策委員会が中心となって調査を行います。場合によっては釜石市教育委員会が調査を行います。

調査を行う場合は、開始前に、被害者・保護者に、調査の目的、調査事項、調査方法等について丁寧に説明を行います。

3 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明しま

す。

- 4 学校は、被害児童・保護者に説明した方針に沿って、加害児童及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行います。
- 5 調査結果において、いじめが認定された場合、加害児童に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪の気持ちをもたせます。加害児童に指導を行う際は、その保護者に協力をお願いします。

## VII いじめの解消の判断

次の要件が満たされている場合をいじめが解消した状態であると判断します。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断することとします。

- 1 いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が判断される場合は、いじめ対策委員会の判断により長期の期間を設定します。
- 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。判断においては被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認します。  
解消している状態に至った場合でも、全教職員で観察や見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

## VIII いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を組織的かつ実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

- 1 活動方針
  - (1) 釜石小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核を担う。
  - (2) いじめの発見・通報があった場合は速やかに会議を開催し、情報の共有を行い、指導や対応の方針を決定する。
  - (3) アンケート調査、いじめチェックシートによる点検又は教育相談実施後に情報共有を行う。
- 2 組織  
【構成員】校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭  
(必要に応じて当該担任、スクールカウンセラーなど外部の方へ出席を依頼する。)
- 3 活動
  - (1) 釜石小学校いじめ防止基本方針の推進状況の点検及び見直し
  - (2) 「いじめ」についての情報共有、指導や対応方針の協議及び決定
  - (3) アンケート調査やいじめチェックシートに関わる情報共有や情報交換
  - (4) 校内研修の立案・実施

## IX 校内研修の実施

いじめの問題への対応について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を計画的に実施していきます。

## X いじめ防止等の取組評価

学校評価において、いじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づけ、いじめ防止等の取組の改善に生かします。

## XI 年間計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組まします。

月	活 動 内 容	主な行事
4月	○いじめ防止基本方針についての確認 ○1年生を迎える会 ○児童理解のための会議 ○保護者との情報交換 ○学習参観日と学級懇談会 ○PTA総会等でのいじめ防止基本方針の説明	・入学式・始業式 ・1年生を迎える会 ・地区子ども会 ・交通安全教室 ・避難訓練 ・家確認・家庭訪問
5月	○担任によるいじめチェック ○運動会での組団活動 ○児童アンケート ○学校運営協議会 ○家庭用アンケートの実施と提出	・児童会総会 ・運動会
6月	○担任によるいじめチェック ○児童会によるいじめ未然防止の取組 ○教育相談 ○フリー参観	・プール清掃/開き ・体力テスト ・安全マップ作り ・修学旅行 ・宿泊研修
7月	○担任によるいじめチェック ○個別面談 ○1学期の取組の点検	・着衣泳 ・終業式 ・(地区子ども会)
8月	○職員研修会 ○夏休み中の情報収集	・始業式
9月	○担任によるいじめチェック ○児童アンケート ○家庭用アンケートの実施と提出 ○遠足の取組	・プール納め ・遠足 ・地区陸上記録会
10月	○担任によるいじめチェック ○学校運営協議会 ○教育相談	・校内マラソン大会 ・下校時津波避難訓練 ・学習発表会
11月	○担任によるいじめチェック ○いのちの参観日と学級懇談会	・連合音楽会 ・児童会役員選出
12月	○担任によるいじめチェック ○個別面談 ○2学期の取組の点検	・終業式 ・(地区子ども会)
1月	○職員研修会 ○冬休み中の情報収集 ○児童アンケート ○家庭用アンケートの実施と提出 ○虎舞の取組	・始業式
2月	○担任によるいじめチェック ○学習参観日と学級懇談会 ○学校評価 ○教育相談 ○学校運営協議会 ○6年生を送る会	・新入児童一日入学 ・中学校体験入学 ・児童会総会

		・ 6 年生を送る会
3 月	○年間の取組の総括 ○いじめ防止基本方針の見直し ○次年度計画の立案	・ 修了式 ・ 卒業式

通年 ・ 挨拶運動 ・ 係活動の充実 ・ 縦割り清掃活動 ・ 生活リズムすっきり週間